

令和4年度(第57回)滋賀県交通安全無事故・無違反運動

滋賀の交通安全を取り巻く情勢

- 令和3年(1~12月)の死亡事故…前年に比べ12人減少して37人(うち高齢死者17人)
- 交通事故死者に占める高齢者の割合は45.9%であり、高齢者の人口構成率(26.7%)からみても高齢者の交通死亡事故が多発している状況

県民総ぐるみで交通事故の抑止を図る取組の一環として、本運動を実施

1 運動の目的

- 県内で自動車や二輪車・自転車を使用する事業所に、組織ぐるみで安全運転行動の実践を心がけていただくことで交通事故防止を図る。
※安全運行・労務管理、シートベルト・ヘルメットの着用の徹底、自転車保険への加入促進、環境にやさしい公共交通機関等の利用促進
- 高齢者自らが交通事故防止活動に積極的に参加し交通安全意識を高めることにより、高齢者の交通事故の防止を図る。

2 運動の概要

主催

滋賀県交通安全無事故運動実行委員会

※構成機関

滋賀県土木交通部・滋賀県警察本部・滋賀県市長会・滋賀県町村会・滋賀県交通安全協会・滋賀県安全運転管理者協会・滋賀県バス協会・滋賀県タクシー協会・滋賀県トラック協会・全国農業協同組合連合会滋賀県本部・滋賀県老人クラブ連合会・滋賀県交通安全女性団体連合会・びわ湖放送株式会社・株式会社京都放送滋賀支社・株式会社エフエム滋賀

運動期間

令和4年7月1日(金)から10月31日(月)までの4か月間

部門

- 職域別部門(ドライバー部門)…参加事業所に所属する車両(4輪・2輪・自転車)が対象
- シルバー部門…県内居住で3~5人1組のチーム(65歳以上の方が3人以上含まれていること)

表彰等

- 職域別部門(ドライバー部門)
・10年、20年、以下10年ごと連続で無事故であった事業所…「滋賀県知事表彰」
※これまでの無事故継続年数については引き継ぐ

その他

- 前照灯早め点灯運動への参加を併せて呼びかけ

令和4年度(第57回)滋賀県交通安全無事故・無違反運動実施要領

第1 目的

滋賀県内で自動車や二輪車、自転車を使用する事業所が、車両及び運転者の運行・労務管理、シートベルト・ヘルメットの着用の徹底、自転車保険への加入促進、環境にやさしい公共交通機関等への利用促進を啓発し、安全運転の実践を組織ぐるみで習慣づけることにより交通事故の防止を図る。

また、近年高齢者の交通事故が増加していることから、高齢者自らが交通事故防止活動に積極的に参加し交通安全意識を高めることにより、高齢者の交通事故の防止を図る。

第2 主催

滋賀県交通安全無事故運動実行委員会

第3 運動の名称

滋賀県交通安全無事故・無違反運動

第4 運動期間

令和4年7月1日(金)から10月31日(月)までの4か月間

第5 実行委員会の構成機関

- ・ 滋賀県土木交通部
- ・ 滋賀県警察本部
- ・ 滋賀県市長会
- ・ 滋賀県町村会
- ・ 滋賀県交通安全協会
- ・ 滋賀県安全運転管理者協会
- ・ 滋賀県バス協会
- ・ 滋賀県タクシー協会
- ・ 滋賀県トラック協会
- ・ 全国農業協同組合連合会滋賀県本部
- ・ 滋賀県老人クラブ連合会
- ・ 滋賀県交通安全女性団体連合会
- ・ びわ湖放送株式会社
- ・ 株式会社京都放送滋賀支社
- ・ 株式会社エフエム滋賀

※構成機関は、会員に対し無事故・無違反運動の周知を図り積極的に参加を促進する。

第6 部門

1 職域別部門(ドライバー部門)

(1) 参加部門

- ①事業用トラックの部門(「緑のナンバー」等の運送事業トラック)
- ②農協連自動車の部門
- ③ダンプカー・ミキサー車の部門

- ④ハイヤー・タクシーの部門
- ⑤事業用観光バスの部門
- ⑥事業用路線バスの部門
- ⑦自家用自動車(事業所等が業務用として使用している自動車)の部門

(2) 参加申込

- ア 参加希望団体は、職域別様式1に必要事項を記入して、市役所・町役場の交通安全担当課に提出(郵送・FAX不可)し、ステッカーやポスターの啓発品を受け取ってください。ステッカーは参加車両台数分、ポスターは一枚ずつを受け取りください。
- イ 参加申込期間は、6月1日(水)から6月30日(木)までの土日を除く1か月間の執務時間内です。
- ウ 運動の対象となる車両は、参加事業所に所属する車両(4輪・2輪・自転車)のすべてです。
- エ 参加部門が2つ以上にまたがる場合は、車両台数が一番多い部門で参加することとし、その他の車両は合算して一番多い部門に計上してください。

(3) 運動期間中におけるステッカー・ポスターの啓発品の掲示

- ア 参加事業所は、職員へ運動の周知徹底を図るため、市町で受け取ったポスターを、事業所の見えやすい場所に掲示してください。
- イ 参加事業所は、参加車両に市町で受け取ったステッカーを、乗用車は後部ガラス右下隅に、貨物車は後部荷台右下隅に、二輪車は前部または後部泥よけに貼り付けてください。
- ウ 参加申込を受理した市町は、参加申込書に通し番号を付け、取りまとめの上7月15日(金)までに事務局へ報告してください。

(4) 結果報告

- ア 参加事業所は、11月11日(金)までに運動期間中の結果を、職域別様式2「滋賀県交通安全職域別無事故・無違反運動結果報告書」により、申し込みをした市町に提出(郵送・FAX可)してください。
- イ この運動の対象とする交通事故・違反は、参加事業所の車両におけるすべての物損事故・人身事故および飲酒運転、無免許運転等の悪質重大違反です。ただし、当運動の参加事業所側に全く過失がない等の場合は、個別に判定いたします。
- ウ 結果報告のない場合は棄権として取り扱い、過去の連続無事故の記録は途切れることとなります。
- エ 結果報告を受けた市町は、結果報告を取りまとめ、12月1日(木)までに事務局へ報告してください。

(5) 無事故・無違反事業所の決定

無事故・無違反事業所の決定は、参加事業所からの結果報告書により行います。

(6) 表彰等

次の区分により表彰等を行います。

ア 滋賀県知事表彰

10年・20年・30年・40年・50年連続して無事故運動(無事故・無違反運動)に参加し、かつ無事故であった団体に対して交付します。

イ その他

①の表彰対象の事業者へは、実行委員会より通知します。また、報道提供資料にて事業所名を公表します。(希望事業所のみ)

表彰状の交付は令和5年2月上～中旬頃に行います。

(7) 前照灯早め点灯運動への参加

滋賀県では、夕暮れ時に前照灯を早め点灯することにより交通安全に寄与する運動を実施しています。

運動の展開にあたっては委嘱事業所を募り、「前照灯早め点灯運動」の拡大を図っていますので、委嘱に同意をいただき無事故・無違反運動と併せて前照灯早め点灯運動への参加をお願いします。

なお、参加いただいた事業所に対しては、滋賀県交通対策協議会長(滋賀県知事)から後日委嘱状と啓発用品を送付します。

※前照灯早め点灯運動は年間を通しての運動。

2 シルバー部門

(1) 運動の名称

「あわない・起こさないシルバー無事故・無違反運動」

(2) 参加の対象

県内居住で3～5人1組のチーム(65歳以上の方が3人以上含まれていること)

(3) 実施方法

チーム員が相互に交通安全意識を高め合い、交通ルールを守り、運動期間中無事故・無違反の達成を目指します。

ア 参加の呼びかけ

県ならびに市町は広報紙をはじめとする広報媒体を活用し、運動の趣旨および参加促進について周知徹底を図ります。

イ 参加申込

(ア) チームの代表者は、「参加申込書」に必要事項を記入し、市町の交通安全対策主管課に提出(郵送・FAX可)し、参加賞を受け取ってください。

※ 参加者の住所が市町をまたぐ場合は、代表者が居住する市町に提出してください。

(イ) 参加申込期間は、6月1日(水)から6月30日(木)までの土日を除く1か月間の執務時間内とします。

(ウ) 参加申込を受理した市町は、参加申込書に通し番号を付け、取りまとめの上7月15日(金)までに事務局へ報告してください。

ウ 運動期間中の活動

チーム員全員が交通ルールを守り、無事故・無違反の達成を目指してください。

エ 結果報告

(ア) 参加チームのうち、無事故・無違反を達成したチームは、11月11日(金)までに「無事故・無違反達成報告」を市町に提出(郵送・FAX可)してください。

(イ) 市町は(ア)の達成報告を取りまとめ、12月1日(木)までに事務局へ報告してください。